

職務・倫理規定

1. 大在のりこえデイサービスの従業者は、介護保険法及びその他の法令を遵守し職務を遂行する事。
2. 大在のりこえデイサービスの従業者は、サービスを提供する上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。但し、介護サービスに必要な情報のみ同意の上利用できる。(個人情報保護)
3. この保守、保護義務は退職後も同様に遵守する事。
4. 当該事業所の従業者は、誠意を持って通所利用者の自立支援の目的のために努め、正当な理由なく職務を放棄してはならない。
5. 通所利用者に関する記録を留め、常に管理者と連携を密にし、困難が生じた時は管理責任者の指示を仰ぐこと。
6. 非常災害時は、管理責任者の指示に従い、行政の対策本部等と連絡の上、通所利用者との連絡を保ちできうる支援を行う。
7. 業務分担の明確化とケアマネ連絡協議会などの賛助会員として、積極的に参加し情報の共有でより良い通所介護事業を心がけ、常に利用者のモニタリングと評価で自ら提供する機能訓練等の質を高めるための自己評価を行い、会議及び検討会に於いて精査をする。
8. より良いサービスを提供するため、利用者の求めに応じてサービス記録を開示することを原則とする。